

令和元年度三木町農業委員会
8月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

令和元年度三木町農業委員会
8月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和元年8月20日
(会議時間) 13:30～14:40
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 17名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博(欠席)
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之(欠席)
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦主幹兼課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 谷洋司主任主事
6. 森岡隆一係長
7. 矢部広紀主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 農業経営改善計画認定申請について

(4) その他

事務局

それでは、8月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等13件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、小松委員と鎌倉守委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が7件と報告案件が1件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告、農業経営改善計画認定申請についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：田中字南高原 6筆 2, 165㎡

地目：畑6筆

譲渡理由：農業廃止

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転贈与

番号2 申請地：井戸字川西 1筆 337㎡

地目：田1筆

譲渡理由：高齢化

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号1について説明します。

番号1は、譲受人は高松市で農業経営を行っており、下限面積等も問題ありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は、譲受人の経営規模拡大であり、下限面積等も問題ありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

7番委員

畑を耕作するもので、特に問題はないと思いますが、一部建物が建っていたと記憶しているのですが、どうなっていますか。

事務局

3条申請、農地の売買ということでの申請ですので、農地復元を条件として3条申請を認めるという話をしたところ、農地復元をされましたので、今回の申請に至ったものです。

番号1につきまして、地元農業委員が欠席のため事務局より説明します。申請地につきましては、井戸の国下池の北東側になります。譲渡人が高齢化を理由とし、譲受人の隣接農地であり、経営規模拡大するということであわせて耕作するものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

18番委員

番号1についてですが、譲受人は町外の方ですが、農機具等はどうなっていますか。

事務局

所有している農機具等は、耕うん機、軽トラック等を所有しています。農地は畑ですので、所有している農機具で可能であると思われます。

18番委員

トラクターは持っていないのですか。

事務局

トラクターは所有されていないようです。高松市において果樹、野菜等を作付けしており、こちらでも果樹、野菜等を作付予定としております。

会長

他にありますでしょうか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

す。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字青木 1筆 16㎡
地目：田1筆
現況：雑種地1筆
目的：既存住宅平屋建 1棟 14.31㎡
併用地：宅地87.8㎡
造成時期：平成8年12月頃から

番号2 申請地：氷上字東ツフロ木 1筆 1,232㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：太陽光発電設備

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字下々所 10筆 2,939.53㎡
地目：畑10筆
現況：畑5筆、雑種地5筆
目的：貸資材置場
権利の種類：所有権移転売買
併用地：宅地等2,331.57㎡

番号2 申請地：井上字小原 3筆 776㎡
地目：畑3筆
現況：畑3筆
目的：資材置場
権利の種類：所有権移転売買
併用地：宅地等733.14㎡

番号3 申請地：鹿庭字出作 2筆 330.32㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：住宅2階建 1棟 80.32㎡
権利の種類：使用貸借権設定

番号4 申請地：田中字中免 1筆 221㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：貸駐車場
権利の種類：所有権移転売買

番号5 申請地：氷上字寺ノ前 3筆 2,789㎡
地目：田3筆
現況：田3筆
目的：分譲住宅2階建 10棟 670.70㎡
権利の種類：所有権移転売買

番号6 申請地：氷上字石ヶ坪 1筆 1,207㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：資材置場
権利の種類：使用貸借権設定
併用地：宅地234.6㎡

番号7 申請地：上高岡字西山 2筆 318㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：住宅2階建 1棟 86.95㎡
権利の種類：使用貸借権設定

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号6について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号7について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

1 番委員

それでは、現地調査の報告を行います。8月分の農地法関連の申請について去る、令和元年8月9日(金)の午前9時から4条申請2件、5条申請7件、5条申請の計画変更1件につきまして、協会長、高尾会長職務代理者、鎌倉守委員、私、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請 番号1です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

1 2 番委員

4条申請番号1について、相続の関係で無断があったことが分かったため、是正するものです。

13番委員

4条申請番号2について、相続した農地に太陽光発電設備を設置するもので、特に問題はないと思います。

5番委員

5条申請番号1について、もともとドッグランをしていたところを利用して、資材置場にしたいということです。周辺の方からも同意を得ており、特に問題はないと思います。

5条申請番号2について、譲渡人は高齢で体調も良くないということで、近くの事業者をお願いしたところ、資材置場に利用されということで、特に問題はないと思います。

会長

5条申請番号3について、町外に住んでいる譲渡人の息子さんが家を建てて、こちらで生活するということで、特に問題はないと思います。

7番委員

5条申請番号4について、譲受人が経営している会社の従業員の駐車場にするということで、特に問題はないと思います。

13番委員

5条申請番号5について、ハウスの跡地を分譲住宅地にするということです。地元水利組合、排水、周辺環境も特に問題ないと思います。ただ、申請地東側の南北に走っている一部狭くなっている町道部分について、詳しいことを聞いていないので、事務局で確認をお願いします。

3番委員

5条申請番号6について、個人所有農地を、本人経営の会社に貸すものです。併用地で宅地があるので、造成しても排水等特に問題はないと思います。

8番委員

5条申請番号7について、息子さんの家を建てるとということで、特に問題はないと思います。

会長

どうもありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

3番委員

5条申請番号5について、ここは農振除外をしていますか。

事務局

はい、されております。

2番委員

4条申請番号2について、前回出されていた申請と管理者が別々になるということですか。設備が2つになるということですか。

13番委員

兄弟でするわけですが、設置する業者は同じになると思いますが、事業は別々です。

12番委員

参考までにお聞きします。5条申請番号5について、東側は町道となっていますが、申請地の東側の町道は拡幅されるのでしょうか。

事務局

東側の道路は町道です。その町道拡幅につきましては、町土木建設課の方が申請者と申請者と協議を進めていると聞いております。

会長

他に意見等ありますでしょうか。

委員一同

(無し)

会長

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：井上字諏訪 2, 913㎡

地 目：田

変更前：平成31年3月9日

変更後：令和3年3月9日

番号1について説明します。

番号1については、当初の計画では平成31年3月9日までの工期でしたが、10棟中2棟が売れ残っているため、3年間、令和3年3月9日まで工期延長をするものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

18番委員

位置図ですが、申請地として赤枠で囲まれている部分、右上部分、住宅が並んでいる北側ですが、申請地には含まれていませんので、訂正をお願いします。

事務局

大変失礼しました。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号、非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

議案第5号、非農地証明願について

番号1 申請地：田中 699㎡

地 目：畑

目 的：山林

番号1について説明します。

番号1については、周囲を山林に接しており、周囲の山林に取り込まれるように雑木等が生い茂り、申請人が相続した時から山林の状態であったため、また、農地への復元も見込めないため、非農地の申請がされたものです。

12番委員

位置図がついていないようですが。

6番委員

中央高校のグラウンドの西側あたりになります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号、非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が8件、所有権移転が1件で合計9件になります。

総設定面積は20,671㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は5件で、総設定面積14,076 m^2 となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第6号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第5条の規定による許可申請の取下について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第5条の規定による許可申請の取下について

番号1 申請地：上高岡字揺木 1筆 496 m^2

地目：田1筆

取下理由：転用計画中止

番号1について説明します。

当該申請は、令和元年6月の定例会において、住宅2階建を建築する計画で転用申請がされておりましたが、転用計画を中止するという意向があり、5条許可申請の取下申請がされたものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

本日は、農業経営改善計画認定申請についてありがとうございます。この認定申請につきましては、認定農業者制度に基づくものであります。認定農業者制度は農業者が農業経営強化促進基本構想に示された農業経営の関連付けて、自ら創意工夫に基づき経営改善を進める計画を市町村に提出し、これらの認定を受けた農業者に対し、重点的に支援措置を講じようとするものでございます。今回の申請につきましては、令和元ねん7月4日に計画の作成相談会を実施いたしました。本日は認定申請者ご自身の意思による5年後、令和6年の目標である経営改善計画を基に、香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、三木町農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら、農業経営改善計画を作成したものでございます。早速ではありますが、本題に入りたいと思います。お手元にお配りしております資料をご覧ください。こちら5経営体の更新、1経営体の変更、2経営体の新規の申請となっております。またこのほかに、2経営体からの辞退の申し出があったところがございます。これにより、町全体の認定農業者数は85経営体となる見込みでございます。三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。どなたも農業経営に意欲的な方でありました。どうぞよろしく願います。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

2番委員

私も認定農業者で、去年申請をしたんですが、5年後の改善計画ですが、数字的に本当に大丈夫なのかというのが、数字的に盛っていたらいいのではとしか見えないんですが、この目標改善

に何か意味があるのか最近思うんです。というのが、現在45歳で今から5年後、規模を拡大してやっていけというのも、この年齢からお金を借りるのもなかなか難しくなりますし、経営規模を大きくしていけというのもなかなか難しいところもあるので、現状維持するのがやっとというところもあるんですけど、特に、番号7、番号8の新規の方、番号8の方はブロッコリーがいくらに増えるんですか。5年後に4倍から5倍になっていて、労働時間も2600時間から2000時間に減らしますというのも、数字的に見ても、本当にそんなのができるのかという目標に見えるんですが、それでもありなんですか。

事務局

番号8の新規の方の状況について説明させていただきます。この方はすでに高松市で認定を受けられています。平成30年度より他市町で認定を受けられた方については、事務の効率化、簡略化といいますか、その認定申請をもとに認定ができるものとなってございますので、高松市での認定結果をそのまま三木町で認定を行うものであります。三木町におきましても基本構想につきましても、年間農業所得、主たる従事者1人あたり300万円程度また、労働時間2000時間程度の推進の実現ができるものとした場合に認定できるとありますので、この方につきましては、三木町においての目標としては、認定可能として諮ったものであります。また、認定農業者制度の有効性といいますか、5年後の実現の可能性につきましても、この基本構想にかかげる370万円とか2000時間の従事時間、これを目標にするものを認定するものとありますので、それを実現できるかどうかにつきましては、みなさま当然にこの目標に沿って、頑張ってもらって経営の効率化を実現していただくということを念頭に各種各々の補助制度等が利用になるよう可能になると、国及び県の制度のうたてに基づくものでございますので、計画の実現に基づいてみなさま営農を頑張ってもらっているところではあるかとは思いますが、この相談会を実施いたしました、県のアドバイスも受けまして、この農業規模であれば、この農業所得については、他市町近隣の主要モデル等といくつか比較しまして実現可能としたものについて、計画を受付さしていただいたものではございます時間については、各々作物についてそれぞれ課題があるかと思えます。従事時間等の変更とか経営者からしたら難しいところはあるかと思えますが、少なくとも2000時間を超えて営農を専従していただいたら、十分やっていただける方については、制度上認定できるということになっておりますので、できるだけ経営の効率化を実現していただきたいという思いも踏まえて計画に反映させていただいております。

2番委員

番号7の方は5年後に700aもするようになっていますが、毎年農地を増やしていかないといけないと思うんですが、本当に現実的な、700aの目途があるんですか。数字上合わせていたら申請がとおるからという目で見えてしまうんですけど、あまりにも現実的じゃないような気がして、そういうのでいいのかあとと思うんです。

1番委員

番号7の方については、個人的な話になりますが、私の後を引き継いでしていただくという話が出ています。6次産業の加工食品の技術提携で指導をしているところで、私自身が体調が良くないので、1年ぐらい後には農業から離れて、その後をしてもらおうとしています。今はお勤め

をしており、退職と同時に私の後を引き継いでもらえたらと話し合いをしているところです。

会長

番号7の方については、先程、渡辺委員から詳しく説明をいただきましたので、よろしいでしょうか。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、農業経営改善計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。

その他ですが、何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和元年8月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____